

青少年・治安対策本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成 30 年 7 月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
1	9	0	1	8	5	0	24

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（平成 30 年 7 月分）

▶ （都民の声）

30代前半の息子がひきこもり状態である。どこに相談したらよいか。

（対応）

東京都では、東京都ひきこもりサポートネットという、ひきこもりの若者に関する相談に対応する窓口を設けております。電話やメールによる相談に加え、訪問相談も行っています。こちらでは、家族や友人等からの相談も受け付けておりますので、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

また、東京都若者社会参加応援事業に登録しているNPO法人等においても、ひきこもりの若者への支援を行っております

▶ （都民の声）

東京都が発行している「ひきこもりでお困りのご家族のために」という冊子はホームページでも見ることができるか。

（対応）

青少年・治安対策本部のホームページに、当本部が発行するポスター・リーフレット等をまとめた一覧があり、そこに当冊子のデータを掲載しております。

当冊子以外にも、ひきこもりに関するリーフレット等も掲載しておりますので、併せてご活用ください。

▶ （都民の声）

外国人労働者雇用マニュアルの中国語版はあるか。また、建設現場の中国人親方などに向けたマニュアルはあるか。

（対応）

外国人労働者雇用マニュアルの中国語版は冊子としての発行はしていませんが、青少年・治安対策本部のホームページにデータを掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。また、当本部では建設現場の親方向けのように、特定の職種や立場に対応した雇用マニュアルは作成していません。

▶ (都民の声)

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に「安全基準を満たす自転車」という表現が出てくるが、何をもって「安全基準を満たす」といえるのか教えて欲しい。

<該当条文>

第十七条第一項

(安全な自転車の利用)

自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

(対応)

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則」第三条の二にあるとおり、「東京都自転車点検整備指針」を踏まえた点検整備が行われていること(又はこれと同等以上)が「基準を満たす」といえるものとしております。

指針では、「日常的に点検整備すべき事項」と「定期的に点検整備すべき事項」のポイントを紹介しており、サドルの高さは適切か、チェーンはよく回転するかといった事項を定めております。詳しくは、青少年・治安対策本部のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<該当条文>

第三条の二

(自転車の安全性に関する基準)

条例第十七条第一項に規定する規則で定める自転車の安全性に関する基準は、自転車について、自転車点検整備指針を踏まえた点検又は整備(第六条第三号及び第十四条第一号において「点検整備」という。)が行われていること又はこれと同等以上の安全性を有することとする。